

確定申告による 申告・納付の期限

担当 市民税課

☎046(252)8833
FAX 046(255)3550

令和3年分の確定申告による申告と納付の期限は次の通りです。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納付のお知らせはありせん。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

税目	法定申告期限	法定納期限	振替納税の振替日
申告所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	3月15日(火)	4月21日(木)
贈与税	3月15日(火)	3月15日(火)	-
消費税および地方消費税	3月31日(木)	3月31日(木)	4月26日(火)

※申告期限後に申告書を提出すると、各税額の他に加算税が賦課される場合がある他、併せて延滞税を納付していただく場合があります。

◆申告書の郵送提出

封筒に差出人(申告者)氏名・住所を明記し、郵便

または信書便で下記問い合わせ先へ郵送してください。税務署の受付印が必要な場合は、申告書の控えと所要額の切手を貼り返信先を記入した返信用封筒を同封してください。

◆申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により申告などが困難な方は、4月15日(金)までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長申請ができます。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

○問い合わせ先 大和税務署

(大和市中心) 5-14-22 ☎046(262)9411

軽自動車の登録情報の 変更と廃車は3月31日までに

担当 市民税課

☎046(252)8004
FAX 046(255)3550

下記①～④の軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者(納税義務者)に課税します。次の場合は、3月31日(木)までに申請窓口で手続きをしてください。

- ・3月中に市外へ転出する
- ・譲ったまたは譲り受けた
- ・盗まれたまたは紛失中(警察届出済み)
- ・処分車両のナンバープレートが残っている

・所有者が亡くなった
○申請窓口 ▼①原動機付自転車(125CC以下)、小型特殊自動車(トラクタ1など) Ⅱ市役所2階市民税課 ▼②二輪の軽自動車(126～250CC)

③二輪の小型自動車(251CC以上) Ⅱ神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所(愛甲郡愛川町大字中津字桜台718) 1 ☎050(5540)

気持ち伝えるために 子どもにわかってもらえる叱り方講座

担当 子ども政策課

☎046(252)8025
FAX 046(255)5080

発達心理学の専門家、NHK Eテレ「すくすく子育て」にも出演されている坂上裕子さんによるオンライン講座を開催します。

○とき 3月20日(日) 午前10時～11時30分
○内容 未就学児の発達段階に応じた叱り方(オンラインコミュニケーションツール「Microsoft Teams」を利用したオンライン講座)
○講師 青山学院大学教授 坂上裕子さん
○対象 子育て中の方またはこれから子育てをする方
○定員 20人(申込順)
○参加費 無料
○申込方法 3月16日(水)までに市LINE公式アカウントから予約、電話または直接担当へ

座間市民活動 サポートセンターへの登録

担当 市民協働課

☎046(252)7966
FAX 046(255)3550

座間市民活動サポートセンターでは、非営利で市民活動を行う団体などを支援しています。受付期間内に登録すると、令和4年度のサークル・団体情報誌「ざまっとガイド」に情報掲載ができます。なお、現在登録中の団体も更新が必要です。

○受付期間 3月10日(木)～4月28日(木) 午後3時まで(新規登録は随時受け付けています)
○登録方法 ざまコミュニティプラザ1階座間市民活動サポートセンターへ
○更新方法 送付した更新申請書に必要な事項を明記し、直接問い合わせ先へ
○問い合わせ先 座間市民活動サポートセンター ☎046(255)0201 FAX 046(255)3243

医療と介護の費用負担を軽減 高額介護合算療養費

担当 国民健康保険について

☎046(252)7672
FAX 046(252)7043

令和2年8月1日～令和3年7月31日の期間で、医療保険と介護サービス費用の自己負担額(世帯合算、高額療養・介護サービス費控除後)の合計が左表の基準額を超えた方へ、超過分を支給します。対象者は次の通り申請してください。

○国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者
国民健康保険加入者で支給が見込まれる方には3月、後期高齢者医療制度加入者のうち支給が見込まれない場合があるので担当へ
○国民健康保険(会社などの医療保険)の加入者
会社などの医療保険(被用者保険)加入者は、各医療保険に申請してください。
○被用者保険(会社などの医療保険)の加入者
会社などの医療保険(被用者保険)加入者は、各医療保険に申請してください。
○転入した方、医療保険などを変更した方
支給が見込まれる方のうち、令和2年8月1日～令和3年7月31日に転入した方、医療・介護保険を変更した方は、申請案内が届かない場合があるので担当へ

後期高齢者医療制度について

☎046(252)7213
FAX 046(252)7043

70歳未満の基準

所得区分(被用者保険は標準報酬月額)	基準額
ア 被用者保険 83万円以上 国民健康保険 901万円超	212万円
イ 被用者保険 53万円～79万円 国民健康保険 600万円超901万円以下	141万円
ウ 被用者保険 28万円～50万円 国民健康保険 210万円超600万円以下	67万円
エ 被用者保険 26万円以下 国民健康保険 210万円以下	60万円
オ 市民税非課税世帯	34万円

- ・「所得」は「基礎控除後の総所得金額等」。
- ・未申告の場合は901万円超とみなします。

70歳以上の基準

所得区分	基準額
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
一般所得者(市民税課税世帯)	56万円
低所得者Ⅱ(世帯全員が市民税非課税世帯)	31万円
低所得者Ⅰ(世帯全員が市民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円(年金収入は控除額を80万円として計算))	19万円※

※介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険支給分を計算後に介護保険支給分は基準額31万円として再計算。

医療で支払った自己負担額		介護で支払った自己負担額	
高額療養費 給付済額	合算対象A	高額介護サービス費 給付済額	合算対象B

令和2年8月1日～令和3年7月31日の間の合算対象Aと合算対象Bを合計した額が左表の基準額を超えた場合、超過分を支給します。

◆必要書類など
マイナンバー(個人番号)の分かるもの、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印(朱肉を使うもの)、振込先が確認できるもの、代理人が申請する場合は代理人の写真付き身分証明書